

北労基発 0215 第 1 号
平成 28 年 2 月 15 日

労働災害防止団体 各位

北海道労働局労働基準部長

屋根の除雪作業における墜落・転落等の労働災害防止対策の徹底について（要請）

貴団体におかれましては、労働基準行政の推進について、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記対策の実施については、平成 27 年 12 月 10 付けで別添の「冬季特有の労働災害を防止しよう！」等を送付し、冬季における労働災害防止対策の取組をお願いしたところ です。

しかしながら、今般、屋根の除雪作業中における死亡労働災害が 2 月に入り 2 件（3 人死亡）連続して発生し、また、別紙の災害事例のとおり同種災害は毎年発生をみています。今後においても降雪は続き、特に、気温の急激な上昇等による屋根からの落雪等に伴う墜落・転落災害発生の危険性の増加が懸念されます。

つきましては、屋根の除雪作業中における同種災害を防止するため、改めて下記の対策について、貴団体傘下会員に対し、周知されるとともに、屋根の除雪作業に係る現場の安全点検の実施等に、取り組まれるようお願いいたします。

なお、冬季（12 月～翌年 3 月）に、その半数以上が発生する転倒災害の防止についても、引き続き周知されるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 気象条件を十分に把握し、大雪、大雨、強風等の場合や気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。
- 2 墜落の危険のある高さ 2 メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全帯を使用し、墜落・転落を防止すること。
- 3 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等転位の防止措置を講ずること。
- 4 屋根からの踏み抜きを防止するため、ガラスやプラスチック製の屋根板等が使用されていないか屋根の構造等を事前に確認し、その結果に基づく安全な作業方法により行うこと。
- 5 屋根上での除雪作業に当たっては、軒等屋根の端を識別できるようにして、端に

近づかないようにすること。また、作業の合図を徹底し、屋根上と軒下の同時並行作業を禁止するとともに、落雪の危険のおそれのある軒下を立入禁止とすること。

- 6 軒下での除雪作業は、軒先の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じた上で作業を行うこと。

※ リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロードできます。

(掲示場所)

ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>冬季の労働災害防止について

北労基発 0215 第 2 号
平成 28 年 2 月 15 日

建設関係団体 各位

北海道労働局労働基準部長

屋根の除雪作業における墜落・転落等の労働災害防止対策の徹底について（要請）

貴団体におかれましては、労働基準行政の推進について、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記対策の実施については、平成 27 年 12 月 10 付けで別添の「冬季特有の労働災害を防止しよう！」等を送付し、冬季における労働災害防止対策の取組をお願いしたところです。

しかしながら、今般、屋根の除雪作業中における死亡労働災害が 2 月に入り 2 件（3 人死亡）連続して発生し、また、別紙の災害事例のとおり同種災害は毎年発生をみえています。今後においても降雪は続き、特に、気温の急激な上昇等による屋根からの落雪等に伴う墜落・転落災害発生の危険性の増加が懸念されます。

つきましては、屋根の除雪作業中における同種災害を防止するため、改めて下記の対策について、貴団体傘下会員に対し、周知されるとともに、屋根の除雪作業に係る現場の安全点検の実施等に、取り組まれるようお願いいたします。

なお、冬季（12 月～翌年 3 月）に、その半数以上が発生する転倒災害の防止についても、引き続き周知されるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 気象条件を十分に把握し、大雪、大雨、強風等の場合や気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。
- 2 墜落の危険のある高さ 2 メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全帯を使用し、墜落・転落を防止すること。
- 3 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等転位の防止措置を講ずること。
- 4 屋根からの踏み抜きを防止するため、ガラスやプラスチック製の屋根板等が使用されていないか屋根の構造等を事前に確認し、その結果に基づく安全な作業方法により行うこと。
- 5 屋根上での除雪作業に当たっては、軒等屋根の端を識別できるようにして、端に

近づかないようにすること。また、作業の合図を徹底し、屋根上と軒下の同時並行作業を禁止するとともに、落雪の危険のおそれのある軒下を立入禁止とすること。

- 6 軒下での除雪作業は、軒先の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じた上で作業を行うこと。

※ リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロードできます。

(掲示場所)

ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>冬季の労働災害防止について

北労基発 0215 第 3 号
平成 28 年 2 月 15 日

商工関係等団体 各位

北海道労働局労働基準部長

屋根の除雪作業における墜落・転落等の労働災害防止対策の徹底について（要請）

貴団体におかれましては、労働基準行政の推進について、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記対策の実施については、別添の「冬季特有の労働災害を防止しよう！」等により、その周知を図っているところです。

しかしながら、今般、屋根の除雪作業中における死亡労働災害が2月に入り2件（3人死亡）連続して発生し、また、別紙の災害事例のとおり同種災害は毎年発生をみえています。今後においても降雪は続き、特に、気温の急激な上昇等による屋根からの落雪等に伴う墜落・転落災害発生危険性の増加が懸念されます。

つきましては、屋根の除雪作業中における同種災害を防止するため、改めて下記の対策について、貴団体傘下会員に対し周知されますようお願いいたします。

また、当該作業を専門事業者が発注する際にも、受注事業者が当該対策を実施できるよう御配慮をお願いいたします。

なお、冬季（12月～翌年3月）に、その半数以上が発生する転倒災害の防止についても、改めて周知されるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 気象条件を十分に把握し、大雪、大雨、強風等の場合や気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。
- 2 墜落危険のある高さ2メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全带を使用し、墜落・転落を防止すること。
- 3 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等転位の防止措置を講ずること。
- 4 屋根からの踏み抜きを防止するため、ガラスやプラスチック製の屋根板等が使用されていないか屋根の構造等を事前に確認し、その結果に基づく安全な作業方法により行うこと。
- 5 屋根上での除雪作業に当たっては、軒等屋根の端を識別できるようにして、端に

近づかないようにすること。また、作業の合図を徹底し、屋根上と軒下の同時並行作業を禁止するとともに、落雪の危険のおそれのある軒下を立入禁止とすること。

- 6 軒下での除雪作業は、軒先の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じた上で作業を行うこと。

※ リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロードできます。

(掲示場所)

ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>冬季の労働災害防止について

北労基発 0215 第 4 号
平成 28 年 2 月 15 日

農業団体 各位

北海道労働局労働基準部長

屋根の除雪作業における墜落・転落等の労働災害防止対策の徹底について（要請）

貴団体におかれましては、労働基準行政の推進について、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記対策の実施については、別添の「冬季特有の労働災害を防止しよう！」等により、その周知を図っているところです。

しかしながら、今般、屋根の除雪作業中における死亡労働災害が2月に入り2件（3人死亡）連続して発生し、また、別紙の災害事例のとおり同種災害は毎年発生をみえています。今後においても降雪は続き、特に、気温の急激な上昇等による屋根からの落雪等に伴う墜落・転落災害発生危険性の増加が懸念されます。

つきましては、屋根の除雪作業中における同種災害を防止するため、改めて下記の対策について、貴団体傘下組合員に対し周知されますようお願いいたします。

また、当該作業を専門事業者が発注する際にも、受注事業者が当該対策を実施できるよう御配慮をお願いいたします。

なお、冬季（12月～翌年3月）に、その半数以上が発生する転倒災害の防止についても、改めて周知されるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 気象条件を十分に把握し、大雪、大雨、強風等の場合や気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。
- 2 墜落危険のある高さ2メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全带を使用し、墜落・転落を防止すること。
- 3 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等転位の防止措置を講ずること。
- 4 屋根からの踏み抜きを防止するため、ガラスやプラスチック製の屋根板等が使用されていないか屋根の構造等を事前に確認し、その結果に基づく安全な作業方法により行うこと。
- 5 屋根上での除雪作業に当たっては、軒等屋根の端を識別できるようにして、端に

近づかないようにすること。また、作業の合図を徹底し、屋根上と軒下の同時並行作業を禁止するとともに、落雪の危険のおそれのある軒下を立入禁止とすること。

- 6 軒下での除雪作業は、軒先の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じた上で作業を行うこと。

※ リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロードできます。

(掲示場所)

ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>冬季の労働災害防止について

北労基発 0215 第 5 号
平成 28 年 2 月 15 日

建設工事発注機関 各位

北海道労働局労働基準部長

屋根の除雪作業における墜落・転落等の労働災害防止対策の徹底について（要請）

労働基準行政の推進については、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記対策の実施については、既に工事受注者の団体等に対して、別添の「冬季特有の労働災害を防止しよう！」等により、周知を図っているところです。

しかしながら、今般、屋根の除雪作業中における死亡労働災害が2月に入り2件（3人死亡）連続して発生し、また、別紙の災害事例のとおり同種災害は毎年発生をみえています。今後においても降雪は続き、特に、気温の急激な上昇等による屋根からの落雪等に伴う墜落・転落災害発生危険性の増加が懸念されます。

つきましては、屋根の除雪作業中における同種災害を防止するため、改めて下記の同対策に必要な安全経費の積算等に御配慮いただきますとともに、同対策の実施について、受注事業者に対し、その周知及び屋根の除雪作業に係る現場の安全点検の実施等の指導をお願いします。

なお、冬季（12月～翌年3月）に、その半数以上が発生する転倒災害の防止についても、改めて指導されるよう併せてお願いします。

記

- 1 気象条件を十分に把握し、大雪、大雨、強風等の場合や気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。
- 2 墜落の危険のある高さ2メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全帯を使用し、墜落・転落を防止すること。
- 3 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等転位の防止措置を講ずること。
- 4 屋根からの踏み抜きを防止するため、ガラスやプラスチック製の屋根板等が使用されていないか屋根の構造等を事前に確認し、その結果に基づく安全な作業方法により行うこと。
- 5 屋根上での除雪作業に当たっては、軒等屋根の端を識別できるようにして、端に

近づかないようにすること。また、作業の合図を徹底し、屋根上と軒下の同時並行作業を禁止するとともに、落雪の危険のおそれのある軒下を立入禁止とすること。

- 6 軒下での除雪作業は、軒先の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じた上で作業を行うこと。

※ リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロードできます。

(掲示場所)

ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>冬季の労働災害防止について